

## ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会について

### 1. 設置の趣旨

循環型社会形成推進基本法においては、環境負荷低減の観点から、第一に発生抑制、第二にリユース、第三にリサイクル、第四に熱回収、最後に適正処分という優先順位で取り組むべきこととされている。

ペットボトルを始めとした容器包装廃棄物は家庭ごみの6割（容積比）を占める。これらの容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法に基づき、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を事業者がリサイクルすることを基本として施策が講じられてきた。同法の平成18年改正により、容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、小売業者に対する指導、助言、勧告等の措置や、容器包装廃棄物排出抑制推進員による消費者への普及啓発等の措置が導入されたところであるが、今後は、こうした流れを加速させ、循環型形成推進基本法の理念に沿って、環境負荷の低減をより一層図っていく必要がある。

こうした観点から、本研究会においては、ペットボトルを始めとした容器包装について、特にリユースの促進やデポジット等の活用による循環的な利用の促進について検討する。

### 2. 本研究会の検討事項

本研究会は、ペットボトルを始めとする容器包装のリユースやデポジット等による循環的な利用に関して、例えば以下のような事項について検討を行う。

リユース・リサイクルの環境負荷の比較

容器のリユースに対する消費者の受容性や経済性

リターナブル容器の選択と回収を確保するための方策その他の社会システムの在り方

リターナブル容器の販売・回収・運搬・保管・洗浄

リターナブル容器の食品衛生の観点からの安全性と商品としての品質

リユース・デポジットの取組事例等の調査・整理

実証実験の実施

ペットボトルを始めとする容器包装のリユースやデポジット等の循環的な利用に関する今後の施策のあり方

等